

京都市告示第 429 号

京都市健康増進センター条例第 4 条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市健康増進センターを臨時に開所します。

平成 19 年 3 月 29 日

京都市長 榎本 頼兼

1 臨時に開所する日時

(1) 臨時に開所する日

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの木曜日

(2) 臨時に開所する時間

午後 2 時から午後 4 時まで

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)